



## 参議院、タクシー賃金審議。

参議院総務委員会において、運賃改定の際に累進歩合制度や乗務員負担部分の廃止を条件に、賃金を引き下げた事業者の問題について質疑がなされた。

厚生労働省の審議官は「労働条件の不利益変更に当たる。」と明言をし、「新型コロナウイルスの影響で多くのタクシードライバーが離職しており、地域住民の移動の足を確保するためには、運転手の労働環境の改善が重要である。」とも言及した。

そもそも、累進歩合制度や不当な乗務員負担の廃止は改正タクシー特措法が成立する際に衆参両院で国会付帯決議となっている。厚生労働省も指導通達を出しており、本来それらの廃止を条件に賃下げを受け入れる必要は全くない。

全自交は運賃改定が実施される前から、運賃改定增收分の適正な労働者への分配と改定後の賃金・労働条件改善状況の公表への徹底指導を、交運労協を通じて国土交通省に要請しているが、今後も事業者側の不当な対応には注意しなければならない。

事業者による就業規則の一方的な不利益変更は許されないが、労使協議によって労働協約を改定する際にも、充分な協議と内容の精査が必要だ。